

# 廃止基準がクリアされ 処分場が安全になり廃止できる対策を

委員提供資料 ②

## 1. 生活環境保全上の支障の整理

対象	現状	支障・支障のおそれ	達成すべき目標
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>西市道側平坦部に、許可品目以外 ドラム缶(総個数105個) 一斗缶(69個) ポリタンク内蓄物が埋められていた。 違法埋立廃棄物であり、他に 不可燃・腐トレー・金属等確認されている。</li> <li>今までの調査や 廃棄物土の溶出・含有分析において、鉛(含有) テトラクロエチレン(溶出)、PCB(含有)、総水銀(含有) フッ素・ホウ素(含有・溶出)、カドミウム(含有)、ダイオキシン類(含有)等が検出されている。</li> <li>深掘箇所の是正工事の際、含有分析において高濃度(160~210 mg/kg)の鉛を検出。この5月分の掘削作業の廃棄物の総容量は 約 5000m<sup>3</sup>あり、処分場東側法面の一部に 子どめて 埋め戻されている。(雨水浸透などを出来てだけ排除せず不適道を有した区域という説明あり。)</li> <li>処分場西側の法面は、県の指導する安定勾配(急勾配)である。</li> <li>上部平坦部と西市道側平坦部の廃棄物は 覆土されてない。</li> <li>廃プラスチック類が 規定通りの大きさ(15cm以下)で処理されず、大きな子守のものが目立つ。</li> </ul>	<p>① 安定4品目以外の有害物質が埋められたれられた事による支障</p> <p>・廃棄物中に含まれる有害物質が溶出し、浸透水は 安定型処分場の 廃止基準(維持管理基準)を超過しており、この様な状態の浸透水が KS2層、KS3層の 地下水汚染を起こしている。</p> <p>② 処分場西市道側法面の崩壊による支障のおそれ</p> <p>・県の許可基準(1:1.6)より急勾配となっており、大雨などの条件下では 法面が崩壊して 廃棄物が 処分場に隣接する市道に流出する可能性がある。 又、崩壊部より 有害ガスが漏出し 周辺の住民に 影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>③ 廃棄物の飛散、流出による支障のおそれ</p>	<p>① 安定4品目以外の有害物質が埋められたれられた事による支障</p> <p>・有害物質が溶出し、浸透水は 安定型処分場の 廃止基準(維持管理基準)に適合しない状態である。 安定4品目以外の有害物質を除去する。</p> <p>② 急勾配法面を 安定化させるように、適切な対策を講じる。</p> <p>③ 廃棄物の露出が いか様に 適切な対策を講じる。</p>
浸透水	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビ素、総水銀、鉛、カドミウム、ホウ素、フッ素、ダイオキシン類、PCB COD、BODが 安定型処分場の 廃止基準(維持管理基準)を超過して 検出されている。</li> <li>ベンゼンが 検出されている。(基準以下)</li> </ul>	<p>④ 安定型処分場の 廃止基準(維持管理基準)に適合しない 浸透水による支障</p> <p>・廃棄物中の 浸透水は、KS2層へ流入、又は KS3層へ 浸透通過して、KS2層 KS3層の地下水を汚染している。</p>	<p>④ 安定型処分場の 浸透水の 廃止基準(維持管理基準)に適合するように 対策を講じる。</p> <p>・ 浸透水の 基準を超過している有害物質を除去する。</p>
地下水	<ul style="list-style-type: none"> <li>シーストローゲン、ビ素、フッ素、総水銀 鉛、ホウ素 ダイオキシン類が 安定型処分場の 廃止基準(地下水環境基準)を超過して 検出されている。</li> <li>滋賀県及び栗東市は「井戸水を飲用には供はせよう」と 新聞、広報等で発表された。 井戸水を飲用に 使用出来ないようになった。</li> </ul>	<p>⑤ 地下水汚染による支障・地下水汚染の拡散による 支障のおそれ</p> <p>・井戸水を飲用に使用する、状態にあら。</p> <p>・廃棄物に起因する KS2層の地下水汚染は、地下水の 流れにより 周辺に更に 拡散し、下流側の利水に 影響を及ぼすおそれがある。</p>	<p>⑤ 安定型処分場の 地下水の 廃止基準(維持管理基準)に適合するように 対策を講じる。</p> <p>又、周辺地下水の水質が 環境基準以下となる様 適切な対策を講じる。</p>

対象	現状	支障、支障のおそれ	達成すべき目標
ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市が実施しているRD丸山場敷地境界での（ガス簡易測定器での）継続監視測定では、硫化水素は検出されていない。</li> <li>しかし、今までに行なったガス調査（吸引ガス分析、GC-MS）で、メタン、塩化ビニールモマー、ベンゼン、スケレン、硫化水素等の有害ガスが検出されている。</li> <li>今回の追加調査では、複数管とガスの簡易測定器を使い、廃棄物中（地中）で、メタン、硫化水素、アモニア等のガスが生成されていることが確認された。</li> <li>地中温度が高い。</li> </ul>	<p>⑥ 丸山場内で硫化水素等ガスが発生していることによる支障のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボーリング孔内のガス調査では、有害ガスが検出されている。腐棄物層、地中温度も高温であり。今回の追加調査で、硫化水素等の有害ガスは依然生成されていることが確認された。</li> <li>西市道側法面の崩壊時に崩壊部から有害ガスが地表に漏出するように、万一この有害ガスが噴出、放散した場合、隣接する田地の住民に、健康被害を生ずるおそれがある。</li> </ul>	<p>⑥ 丸山場内で発生する硫化水素等ガスが噴出手では放散することにより悪臭等の支障を生じるおそれがあることから、有害ガスの放散防止と発生抑制の為の適切な対策を講じる。</p>
焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加調査により、2基の焼却炉のうち、南側焼却炉は、煙突内の付着物質等について、特別管理産業廃棄物の判定基準を著しく上回るダイオキシン類が確認された。（3900 ng-TEQ/g）</li> <li>東側焼却炉の燃焼炉下部の付着物は、1200 pg-TEQ/gのダイオキシン類が確認された。</li> <li>過去、焼却炉の運転時には、ぼいじん等が飛散し、苦情報告があつた。</li> <li>焼却炉の運転時、周辺の松枯木がひどく炎が運転が休止されて約1年後、枯れ木の松から新芽が出てきた。</li> <li>特に、南側焼却炉の老朽化がひどい状態である。震災による損壊が懸念される。</li> </ul>	<p>⑦ 焼却炉の老朽化、炉内の焼却灰等の飛散による支障のおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南側焼却炉の煙突内の付着物は3900 ng-TEQ/gのダイオキシン類が確認された。また、南側焼却炉における老朽化に伴う損壊の程度を考慮すると、当該付着物が飛散し、RD丸山場外に排出された場合、近隣人の健康に影響を及ぼす可能性がある。</li> <li>東側焼却炉は特別管理産業廃棄物の判定基準を下回る結果となっているが、燃焼炉下部の付着物は1200 pg-TEQ/gあり、これが飛散して場合には、やはり近隣人の健康に影響を及ぼす可能性がある。</li> <li>老朽化した焼却炉と兩焼却炉内にある付着物等は、RD丸山場の周辺において生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。</li> </ul>	<p>⑦ 炉内のダイオキシン類を含む焼却灰は炉の損壊・老朽化に伴い、飛散して健康被害を生じるおそれがあることから老朽化した焼却炉の解体撤去を含めた適切な対策を講じる。</p>